

J-クレジット制度における森林管理分野の方法論（FO-001森林経営活動）の改定案についてのパブリックコメント募集結果

平成26年1月

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1	1.適用条件 条件3 p1	<p>年度単位で吸収量が必ず「正」で無ければならないとあるのを、計画期間全体で正になれば認証可能としてほしい。なお、その場合のクレジットの取得は、当然「正」になった年度以降又は最終年度にクレジットを交付するなどとし、補填する事のないような仕組みにして欲しい。</p> <p>・理由 分収林の場合は土地所有者との契約により、主伐を必ず実施しなければならない箇所もあることから、制度的に年度単位で必ず吸収量が「正」にならなければならないとJ-クレジット制度への取組が困難になってくるので、最終的にトータルで「正」になるよう施業を行えば、認めることにして欲しい。</p>	<p>年度単位の累計で必ず正とならなければならないとの規定について、御意見も踏まえ第2回森林吸収小委員会で議論した結果、当該規定の改正案をとりまとめました。</p>
2	2.吸収量の算定 p2	<p>年度途中で吸収量を算出し認証を受ける場合の算出について 例えば、プロジェクト期間が2015.3.31までの場合 ① 2014年11月に吸収量を算出し認証を受ける場合、2013年度のみ吸収量となるのか。 ② 2014年11月に吸収量を算出し認証を受ける場合、2013年度、2014年度の吸収量となるのか。 ③ 2014年11月に吸収量を算出し認証を受ける場合、2013年度、2014年度、2015年度の吸収量となるのか。 ①、②、③のどれになるのか。</p> <p>・理由 ①の場合2015年度の吸収量はプロジェクト期間終了後に認証を受けなければ、2015年度の吸収量の認証が受けられないことになる。</p>	<p>認証対象期間の算出方法を日割りから年度毎とするとともに、最終年度の途中で認証申請をする場合には、将来の吸収量まで認証することは妥当ではない一方で、年度途中までの吸収量を全く認めないことは妥当ではないことから、日割りで算出するよう関係規定の改正案をとりまとめました。 このため、お示しいただいた例では、改正後、②となりますが、2014年度分については最終年度であることから、2014年4月1日から2014年11月までの吸収量について日割りで算出されることとなります。 なお、2014年度分については、このほか、日割り算出とせず、2015年4月以降に、2014年4月1日から2015年3月31日までの吸収量について認証を受けることもできます。</p>

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
3	2.吸収量の算定 p2	<p>年度途中に吸収量を算出し認証を受ける場合の算出について 例えば、プロジェクト期間が2014.12.31までの場合</p> <p>① 2014年11月に吸収量を算出し認証を受ける場合、2013年度のみ吸収量となるのか。</p> <p>② 2014年11月に吸収量を算出し認証を受ける場合、2013年度、2014年度の吸収量となるのか。</p> <p>①、②のどれになるのか。</p> <p>また、2014.4.1～2014.12.31までの吸収量は1年度に満たないがどうなるのか。</p> <p>・理由 ケースバイケースにより分かりやすい解説を入れていただきたい。</p>	<p>上述したとおり、お示しいただいた例では、②となりますが、2014年度分については最終年度であることから、2014年4月1日から2014年11月までの吸収量について日割りで算出されることとなります。</p> <p>なお、2014年度分については、このほか、2015年1月以降に、2014年4月1日から2014年12月31日までの吸収量について日割りで認証を受けることもできます。</p>
4	3.プロジェクト実施後吸収量の算定 a)地上部バイオマス中の吸収量 p3	<p>実測した面積に0.9を乗じる理由如何。</p> <p>・理由 信頼性のある制度として運営されているのが、0.9を乗じることにより、これまで認証を受けたものに対し、信頼性が損なわれることになるため。</p>	<p>前身のJ-V-E-R制度においては、面積の実測や収穫予想表の使用それぞれ起因する「不確かさ」を計算し、プロジェクトにおける不確かさが10%以内となることを求め、吸収量を保守的な値としていました。</p> <p>ただ、不確かさを10%以内とするためにモニタリングポイントを増やすなど、プロジェクトへの負担も少なからずあったことから、J-クレジット制度では、面積に0.9を乗じることにより、事業者の作業負担の軽減を図りつつ、吸収量を保守的な値としています。</p>
5	3.プロジェクト実施後吸収量の算定 a)地上部バイオマス中の吸収量<補足説明> p3,4	<p>除伐とは、育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業であるが、育成の対象となる樹木の定義を明らかにされたい。</p> <p>・理由 育成の対象となる樹木の定義がないかぎり、例えば50年生の森林内の灌木を切るだけでも除伐となるため。</p>	<p>除伐作業を行う人工林を構成する立木（植栽木）が育成の対象となります。</p> <p>方法論の適用条件の一つが森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けていることになっています。このため、本プロジェクトでの除伐については、当該計画に基づき、市町村森林整備計画に適合した方法で実施することになりますが、一般には下刈を終了してから林分がうっ閉するまでの間に行われます。</p>
6	3.プロジェクト実施後吸収量の算定 a)地上部バイオマス中の吸収量<補足説明> p3,4	<p>食害防止対策には様々な方法があるので定義を明らかにされたい。</p> <p>・理由 様々な方法とは例えば以下のようなものが考えられるため。</p> <p>①森林をフェンスで囲っただけでも食害防止対策である。</p> <p>②対象地の樹木全て食害防止対策をやっていなければいけないのか、一部でいいのかあいまいなものであるため。</p> <p>③食害防止対策として、森林内に薬を蒔くだけでいいのか。</p>	<p>方法論の適用条件の一つが森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けていることになっています。このため、本プロジェクトで行う食害防止対策は、当該計画に基づき、市町村森林整備計画に適合した方法で実施するものとなり、例えば、プロジェクトを実施する地域における被害の実態に応じ、公的支援の対象となっている対策が該当します。</p>